

ふくしま駅伝須賀川市チーム 運営規約

第1条（会の目的）

- ・本会は、『ふくしま駅伝須賀川市チーム』の運営業務を円滑に行い、毎年11月に開催される「市町村対抗 ふくしま駅伝」の開催趣旨「この大会は、県民の体力の向上と中長距離選手の育成・強化を図る」へ賛同し、この「ふくしま駅伝」での、優勝・上位入賞を、毎年の目標として活動する。
- その上で、近い将来、昭和39年東京オリンピック銅メダリスト円谷幸吉選手の生まれ育ったこの須賀川市から、オリンピックで活躍できる強い中長距離選手を輩出していく事を最大の目的とする。

第2条（名称）

- ・本会の名称を以下のとおりとする。
『ふくしま駅伝須賀川市チーム』

第3条（活動）

- ・本会の主な年間活動期間を以下のとおりとする。
毎年6月～11月（第1回打合せ～ふくしま駅伝当日解団式迄）

第4条（事務局所在地）

- ・本会の事務局を以下に置く。尚、事務局を本会の住所地とする
〒962-0012 須賀川市陣場町35 ロアール陣場105号
※但し次年度以降、須賀川市から委嘱された監督の住所とする。

第5条（会員）

- ・この会は、第1条に係わる関係者をもって会員とする

第6条（代表者・役員）

- ・この会に次の代表者・役員を置く。
須賀川市より委嘱された代表者（監督）1名、役員（コーチ）数名
※役員（コーチ）としては、団長、ヘッドコーチ、会計、マネージャー等
- ・代表者（監督）は会を代表し、円滑な運営に努める。
役員（コーチ）は代表者（監督）を補佐し、代表者（監督）が欠員のときは代表者（監督）の職務を遂行する。

第7条（運営）

- ・ 本会は、第1条の目的を達成するために、必要な活動を行う。
主な運営費は、須賀川市が負担する。尚、運営費は活動初期に、
代表者(監督)から指定された「フクシマエキデンスカガワシチーム」名義
の口座へ振込む事とする。
代表者(監督)は、第3条（活動）に記された主な活動終了後、速やかに
事業会計報告を行う事とする。

第8条（規約改正）

- ・ 本会の運営に規約改正が必要な場合は、会員の話し合いにより定める。

附則

1. この規約は、「市町村対抗ふくしま駅伝」へ須賀川市として毎年参加してきて、
本年2013年で25回を迎えるが、毎年本運営規約同様の運営を行ってきたが、
あらためて「ふくしま駅伝須賀川市チーム 運営規約」として記したものである。
2. 本規約は2013年6月28日より施行する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

2013年6月28日
〒962-0012 須賀川市陣場町35 ロアール陣場105号
ふくしま駅伝須賀川市チーム
代表者(監督)： 水野 武 印